

大和市告示第193号

大和市自転車等の放置防止に関する条例（昭和59年大和市条例第11号）第11条第2項及び第4項並びに第18条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を移動した。

平成30年9月18日

大和市長 大 木 哲

1 自転車等を移動した日等

| 自転車等を移動した日         | 移動した自転車等の台数 |         | 自転車等が放置されていた場所   | 自転車等の保管場所     |
|--------------------|-------------|---------|--|---------------|
|                    | 自 転 車       | 原動機付自転車 |  |               |
| 平成30年8月1日から同月31日まで | 3 台         | 0 台     | つきみ野駅周辺自転車等放置禁止区域  | 大和市鶴間一丁目21番4号 |
| 同                  | 22          | 0       | 中央林間駅周辺自転車等放置禁止区域  | 同             |
| 同                  | 20          | 0       | 南林間駅周辺自転車等放置禁止区域   | 同             |
| 同                  | 15          | 0       | 鶴間駅周辺自転車等放置禁止区域  | 同             |
| 同                  | 60          | 0       | 大和駅周辺自転車等放置禁止区域  | 同             |
| 同                  | 4           | 0       | 桜ヶ丘駅周辺自転車等放置禁止区域   | 同             |
| 同                  | 8           | 0       | 高座渋谷駅周辺自転車等放置禁止区域  | 同             |
| 同                  | 3           | 0       | 相模大塚駅周辺自転車等放置禁止区域  | 同             |
| 同                  | 17          | 0       | 大和市下鶴間、中央林間五丁目、中央林間西五丁目、鶴間二丁目、西鶴間四丁目、上草柳六丁目、深見、深見一丁目、深見西四丁目及び七丁目、深見東三丁目、草柳三丁目、福田、福田五丁目並びに代官一丁目地内の公共の場所 | 同             |
| 同                  | 1           | 0       | 大和駅プロムナード自転車駐車場  | 同             |

2 自転車等の保管期間

自転車等を移動した日の翌日から起算して60日間

3 自転車等の引取方法

(1) 引 取 場 所

大和市鶴間一丁目21番4号

(2) 引 取 日 時

次に掲げる日を除く日の午後1時から午後4時まで

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（ア及びイに掲げる日を除く。）

(3) 移動及び保管に要した費用

自 転 車 1台につき2,000円

原動機付自転車 1台につき4,000円

(4) 持参するもの

住所及び氏名が確認できるもの並びに自転車等の鍵

4 自転車等の引取りのない場合の措置

保管期間が経過した自転車等は、処分する。

5 連絡先

大和市都市施設部道路安全対策課